



## 消費生活センターでは



## 借金についての相談も承っております！！

消費生活センターでは、契約トラブル、悪質商法、詐欺などの消費者トラブルだけでなく、**多重債務**に関するご相談も承っております。職員には守秘義務も課せられておりますので、秘密が漏れることはありません。

### どんな借金も必ず解決できます！

### まずは、ひとりで悩まずに相談してみませんか？



#### ～多重債務解決までの道のり～



#### ①相談する

(多重債務を解決するために何ができるか、何をすればいいかを相談しましょう。相談先は消費生活センター、財務局、山形県弁護士会等があります。)

#### ②債務整理について知る

(債務整理の方法は4つあり、自分にあった方法と解決までの道筋を知りましょう。)

#### ③弁護士への引継

(債務整理の法的手続きをする際は、弁護士の力が必要不可欠です。庄内消費生活センターでは実際に弁護士に依頼する前に**無料の弁護士相談**を受けることもできます。)

## 知っていますか？**ギャンブル依存症**のこと

借金の原因になることが多いギャンブル依存症を皆さんはどれくらい知っているでしょうか？ギャンブル依存症は病気です。さらに誰でもなる可能性のある病気です。ですが病気ですので治すことができます。ご家族に疑わしい方がいる場合は、まずはご家族だけで、専門機関（**精神保健福祉センター、保健所、精神科医療機関**など）に相談しましょう。

庄内保健所 精神保健福祉担当 0235-66-4931



消費者トラブルにあった場合は消費者ホットライン『188』、  
土日祝日は警察『#9110』までお電話下さい。

消費者ホットライン  
イヤヤ！泣き寝入り！  
局番なし **188**  
身近な消費生活窓口

## 「電気料金下がります。」に注意！！

電話で電気料金が安くなりますと言われて、気づいたら電力会社が替わっていた、料金が安くないと言うトラブルが増えております。



**電話口でも契約は成立します。**そのため、不用意に契約する意思があると思われるようなことを言わないように、**必要の無い契約はきっぱりと断りましょう。**また、検針票に書いてある番号を伝えることによって、勝手に契約が変更される場合がありますので**契約意思が無い場合は顧客番号、契約番号は絶対に教えないで下さい。**



電話での契約の場合、**クーリング・オフが可能です(契約書面が届いた日を入れて8日間)**。少しでも不安に思うことがあれば気軽に消費者ホットライン「**188**」<sup>いちゃ</sup>にご相談下さい。

## 消費生活無料法律相談会予定日



**6月 12日(水) 13:30~15:30**

**7月 10日(水) 13:30~15:30**

※事前の予約と聞き取りが必要です。2日前までにお電話下さい。



## ～消費者生活出前講座のご案内～



庄内消費生活センターでは、悪質商法・架空請求・契約トラブルなどの被害未然防止や消費生活に関する知識の普及・向上を図るための出前講座を開催しています。講師が出向き最近の事例を交えながら、トラブルの対処方法等について説明いたします。

**お問い合わせ・申し込み TEL：0235-66-5453**

## 庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1(庄内総合支庁1階)

《開設時間》月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

《電話番号》0235-66-5451

☆**消費者ホットライン(188)**もご利用下さい☆

相談してケロ!



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。  
**山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL:0235-66-5452**

